

仕 様 書

この仕様書は、大隅肝属広域事務組合が発注する火葬炉耐火物等修繕について、適用する。

1 修繕の概要

- (1) 修 繕 名 平成29年度火葬炉耐火物等修繕
- (2) 修繕場所 鹿児島県鹿屋市下高隈町5999番地3
- (3) 修繕期間 契約日から平成29年9月30日まで
- (4) 修繕内容

- ①主燃炉側壁部耐火材修繕（4号炉）
- ②主燃炉排煙吸込口修繕（6・7・8号炉）
- ③再燃炉バーナー廻り耐火物修繕（3号炉）
- ④火葬炉台車耐火物修繕（3．5．7．8号炉）

別紙材料及び図面のとおり

(5) 基本仕様

炉メーカー (株) 宮本工業所
火葬炉 大型炉 7基（1基増設スペースあり）
主焼・再燃炉設備 向流再燃方式 ダイオキシン類除去構造
台車 3分割方式、（汚汁浸透防止装置内蔵）

- ・耐火物は、耐熱合金繊維入耐スポーリングキャストブル成型品による3分割構造とします。
- ・耐火物の中には血汗、油脂、水分等の汚汁浸透防止及び再蒸発装置を組み込み、台車からの息気発散を防止します。

II 一般的事項

- 1 修繕で使用する材料は、火葬場きもつき苑火葬設備で現に使用しているもの又は同等以上の品質、強度、耐用年数及び性能を有するものであること。
- 2 使用する材料は、業務着手前に大隅肝属広域事務組合（以下「発注者」という。）の立会いのもと検査を受けること。
- 3 写真撮影による記録は、業務着手前及び業務完了後の全景（同一位置からカラー撮影）とする。なお、完成後明視が困難な部分については、必ず撮影すること。
- 4 材料置場等の本業務に必要な用地は、発注者が提供する。
- 5 機械及び材料等の搬入に当たり、施設等に損傷を与えた場合、受注者の責任において処理すること。
- 6 解体したレンガ等の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適切に処理すること。また、処分先及び処分量を、マニフェストで報告すること。

III 秘密の保持

受注者は、修繕期間中及び修繕期間終了後においても、業務上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。なお、本業務期間中に業務内容等について第三者に漏洩した事実が判明したときは、本契約を解除するものとする。

IV 安全管理

- 1 労務安全関係法規の基準に従い、事故防止に努めること。
- 2 作業場所の特殊性を考慮し、必要な安全対策を施すこと。
- 3 施工等により起因した設備の損傷等は、直ちに発注者に報告するとともに、受注者の責任において対処又は処理すること。
- 4 本業務中に事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を講ずるとともに、発注者及び関係官公署に報告すること。

V 提出書類

業務着手前

- ・ 着手届 1 部
- ・ 工程表 1 部
- ・ 現場代理人選任届 1 部
- ・ 課税事業者届出書 1 部

業務完了後

- ・ 修繕業務完了届 1 部
- ・ 修繕完了写真 1 部
- ・ 目的物引渡申出書 2 部
- ・ 請求書 1 部

VI 施工時期

本業務に当たり、きもつき苑の業務に支障がないように、期間を最小限にして行うこと。

VII 保証

本業務のうち耐火物等修繕の整備に係る保証期間は、引渡し後1年間とする。なお、保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損及び故障等は、受注者の責任と費用負担において速やかに補修又は取替えを行わなければならない。

ただし、発注者による設備の誤操作、天災、災害等の事故に起因する場合は、この限りでない。

VIII 疑義

本業務の仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議の上で、業務を遂行すること。

IX その他

- 1 本業務中、障害物の取扱い及び取り壊しの処置については、発注者の指示又は承諾を受けること。
- 2 本仕様書に明記されていない事項であっても、必要と思われる機器、装置等は、受注者の責任において完備しなければならない。
- 3 現場施工に必要な電力、用水等は発注者が支給する。（ただし、その設備の設置は、受注者が行い、支給する容量については制限がある。）
- 4 受注者は、本業務の完成に際し、設置した機器を撤去し、業務に係る部分を清掃すること。